

営業店の臨時休業に関する公告

株式会社岩手銀行は、下記のとおり土沢支店を臨時休業いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 臨時休業する営業店

土沢支店（岩手県花巻市東和町土沢5区349番地）

以上1カ店

2. 休止する期間

2021年4月27日より営業を見合わせいたします

※ 業務再開については、あらためてお知らせいたします

3. 休止する業務

営業店における全窓口業務

以上

2021年4月27日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄